

決済用普通預金(無利息型)
決済用総合口座(普通預金無利息型)

平成26年11月4日現在

商 品 名	決済用普通預金(無利息型)・決済用総合口座(普通預金無利息型)
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	期間の定めはありません。
預 入	
(1)預 入 方 法	随時預け入れできます。
(2)預 入 金 額	1円以上
(3)預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	随時払い戻しできます。
利 息	利息はつきません。
税 金	無利息につき課税はありません。
手 数 料	キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、ATMご利用手数料一覧に表示されている手数料を徴求します。
付加できる特約事項	(1)個人の方は「総合口座」の取扱いができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率となります) (2)個人の方は総合口座における定期預金についてマル優の取扱いができます。 (3)ご利用中の現行の普通預金(総合口座の普通預金を含みます)を決済用普通預金に変更することができます。この場合も口座番号は変更いたしませんので、公共料金等の自動支払いおよび給与・年金等の自動受取等のサービスがご利用いただけます。 (4)個人の方は貯蓄預金との間で資金を移動させる自動振替サービスの取扱いができます。
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	—
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。

その他参考事項	<p>(1) 現行の普通預金を決済用普通預金に変更するにあたり、未払いの普通預金利息がある場合は、その利息を清算して当金庫所定の日に変更後の決済用普通預金口座にご入金いたします。</p> <p>(2) ご利用中の総合口座の貸越利息については変更時の清算はいたしません。</p> <p>(3) 本預金は原則としてお一人様一口座とさせていただきます。</p> <p>(4) 本預金を現行の普通預金に変更することはできません。</p>
預金保険について	預金保険制度により全額保護されます。